

川口市告示 第1006号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、川口都市計画道路を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり公告し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年12月4日

川口市長 奥ノ木 信夫

1. 都市計画の種類及び名称

川口都市計画道路 3・1・103号 新井宿駅前広場

2. 都市計画を変更する土地の区域

路線名	追加する土地の区域	削除する土地の区域
3・1・103号 新井宿駅前広場	なし	川口市大字新井宿字 下一斗蒔の一部

3. 都市計画図書の縦覧場所

川口市都市計画部都市計画課